

山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

令和2年（2020年）3月

山 口 県

目次

第1	計画策定の趣旨及び基本的事項	1
1	計画策定・変更の趣旨	1
2	基本的事項	2
(1)	計画の対象	2
(2)	計画期間	2
(3)	処分期間等	2
(4)	計画の見直し	2
第2	PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	3
1	PCB廃棄物の保管量及び使用製品の所有量	3
2	PCB廃棄物の発生量、処分量の見込み	4
第3	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保	5
1	高濃度PCB廃棄物の拠点的広域処理	5
2	電力会社による処理	6
3	低濃度PCB廃棄物の処理	6
4	PCB廃棄物の収集運搬の体制	6
(1)	収集運搬の安全性の確保等	6
(2)	緊急時の連絡体制	7
第4	PCB廃棄物の適正処理の推進方策	7
1	県の役割	7
(1)	PCB廃棄物の適正処理等の監視、指導	7
(2)	関係機関との連携	8
(3)	周知、啓発	8
(4)	PCB廃棄物の処理に対する支援	8
2	保管事業者の役割	9
3	所有事業者の役割	9
4	収集運搬業者の役割	9
5	中間貯蔵・環境安全株式会社の役割	10
6	その他の関係者の役割	10

第1 計画策定の趣旨及び基本的事項

1 計画策定・変更の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、不燃性で化学的に安定しており、電気絶縁性が良く、沸点が高いなどの特性を有する物質であり、熱媒体、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙など幅広い分野で使用されてきた。

しかしながら、1968（昭和43）年に熱媒体として使用されていたPCBが食用油に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が発生し、その毒性が社会問題となったことから、1972（昭和47）年以降PCBの製造は中止され、1973（昭和48）年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（1973（昭和48）年法律第117号）に基づき、1974（昭和49）年6月からは、その製造及び輸入が禁止されている。

その後、国内では、高圧変圧器、高圧コンデンサー等のPCB使用製品で使用を終えたものの処理施設設置の動きが幾度かあったが、その処理体制の整備の実現には至らず、これらのPCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物として長期間にわたり事業者により保管されていた。

このような状況から、PCB廃棄物の適正な処理を推進するため、2001（平成13）年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（2001（平成13）年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が制定された。国は、同法に基づき「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）を策定し、日本環境安全事業株式会社（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を活用した全国5箇所における拠点的広域処理施設を整備するなど、PCB廃棄物の処理に関する基本的な体制整備を進めてきた。

一方、PCB措置法施行後の2002（平成14）年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明し、2009（平成21）年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（1970（昭和45）年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、当該制度を活用して、2010（平成22）年から処理が始まった。

本県においては、PCB特措法第7条に基づき、2009（平成21）年7月、「山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所（以下「北九州PCB廃棄物処理施設」という。）において、県内PCB廃棄物の計画的な処理を進めてきた。

しかしながら、世界でも類を見ない、大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた2016（平成28）年7月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となり、国は2012（平成24）年12月にPCB特措法施行令を改正し、処分期限を2027（令和9）年3月31日とした。

また、国は、2016（平成28）年8月及び2019（令和元）年12月、PCB特措法を改正し、高濃度PCB廃棄物の処理対象毎に、処分期間と特例処分期限日を設定するとともに、無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物を拡大し、併せて「PCB廃棄物処理基本計画」を変更した。

こうした状況を踏まえ、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、2009（平成21）年7月に策定、2017（平成29）年3月に見直した本処理計画を変更する。

2 基本的事項

(1) 計画の対象

山口県内のPCB特措法第2条第1項に規定するPCB廃棄物とする。

(2) 計画期間

2009（平成21）年度から2027（令和9）年3月31日まで

(3) 処分期間等

① 高濃度PCB廃棄物^{※1}

高濃度PCB 廃棄物の種類	処分期間 ^{※2}	特例処分期限日 ^{※3} (計画的処理完了期限)
安定器及び汚染物等	2021（令和3）年3月31日まで	2022（令和4）年3月31日

② 低濃度PCB廃棄物^{※4}

処分期間：2027（令和9）年3月31日まで

※1 PCBを使用した電気機器等が廃棄物となったもの

※2 処分期間内に、保管事業者は、PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

※3 特例処分期限日は、従来から計画的に高濃度PCB廃棄物の処分を進め、特例処分期限日までに高濃度PCB廃棄物を処分することが確実であるとして、県に届出を行った事業者のみ適用される。

※4 PCB濃度が5,000 mg/kg以下のPCB廃棄物（但し、可燃性の場合、100,000mg/kg以下）及び、非意図的に微量のPCBが混入した電気機器等

PCB廃棄物の処分期間等（参考）

	～H29	H30	R1	R2	R3	R4～R9
高濃度PCB廃棄物 (安定器・汚染物等)	処分期間				特例処分期限日 (計画的処理完了期限)	
低濃度PCB廃棄物	処分期間					

(4) 計画の見直し

PCB廃棄物処理基本計画の見直しやPCB廃棄物処理体制の状況等を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

第2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

1 PCB廃棄物の保管量及び使用製品の所有量

PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、PCB特措法第8条の規定により、毎年度、PCB廃棄物の保管状況等を山口県知事（下関市に所在する事業場にあつては下関市長）に届け出ることが義務づけられている。

保管事業者から届け出されたPCB廃棄物の種類別の保管量及びPCB使用製品の所有量は表1-1、表1-2のとおりである。

PCB廃棄物の保管量及び使用製品の所有量（2019（平成31）年3月31日現在）

表1-1 高濃度PCB廃棄物（北九州PCB廃棄物処理施設の処理対象）

種 類	PCB廃棄物の保管量		PCB使用製品の所有量	
	事業所数	数 量	事業所数	数 量
変圧器（トランス）				
コンデンサー(3kg以上)	1	16台		
コンデンサー(3kg未満)	10	797台	2	150台
柱上変圧器				
安定器	91	7,215台	12	981台
PCBを含む廃油				
OFケーブル				
その他の機器				
感圧複写紙				
ウエス	2	30.04kg		
汚泥				
塗膜				
その他	4	45.07kg		

表1-2 低濃度PCB廃棄物（北九州PCB廃棄物処理施設の処理対象とならないもの）

種 類	PCB廃棄物の保管量		PCB使用製品の所有量	
	事業所数	数 量	事業所数	数 量
変圧器（トランス）	175	691台	159	1,508台
コンデンサー(3kg以上)	63	231台	25	70台
コンデンサー(3kg未満)	15	76台	9	67台
柱上変圧器	2	5台		
安定器	8	113台	1	1台
PCBを含む廃油	29	2,925,916.25kg	2	1.24kg
OFケーブル	2	2,637kg	1	1kg
その他の機器	112	457台	54	331台
感圧複写紙				
ウエス	22	695.26kg		

汚泥	2	115,300kg		
塗膜	2	736kg		
その他	53	34,919.524kg	9	8,272.5496kg

※ 「PCB使用製品の所有量」とは、電気機器等の電路に敷設されており使用中の機器、試薬として試験研究機関等で使用されているものの数量。

※ 「その他の機器等」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、整流器等をいう。

※ 「その他」とは、PCBが付着した容器、部品等をいう。

※ PCBを含む廃油等で、容量で届出されているものは1ℓ=1kgとして換算。

※ OFケーブル等で、台数で届出されているものは1台=1kgとして換算。

2 PCB廃棄物の発生量、処分量の見込み

現在使用中のPCB使用製品は、当該PCB使用製品を所有する事業者に対し、処理期限内に順次その使用の中止と処理を指導することから、これらのPCB使用製品は、本処理計画の期間内に新たにPCB廃棄物として発生することとなる。従って、現在保管されているPCB廃棄物（保管量（A））に今後PCB廃棄物となるPCB使用製品（発生量（B））を加えたものを処分量として見込むものとする。

PCB廃棄物の種類別の保管量、発生量及び処分見込量は表2-1、2-2のとおりである。

PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分見込量（2019（平成31）年3月31日現在）

表2-1 高濃度PCB廃棄物（北九州PCB廃棄物処理施設の処理対象）

種類	保管量（A）	発生量（B）	処分見込量（A+B）
変圧器（トランス）			
コンデンサー（3kg以上）	16台		16台
コンデンサー（3kg未満）	797台	150台	947台
柱上変圧器			
安定器	7,215台	981台	8,196台
PCBを含む廃油			
OFケーブル			
その他の機器			
感圧複写紙			
ウエス	30.04kg		30.04kg
汚泥			
塗膜			
その他	45.07kg		45.07kg

表 2-2 低濃度 PCB 廃棄物（北九州 PCB 廃棄物処理施設の処理対象とならないもの）

種 類	保管量 (A)	発生量 (B)	処分見込量 (A+B)
変圧器 (トランス)	691台	1,508台	2,199台
コンデンサー (3kg 以上)	231台	70台	301台
コンデンサー (3kg 未満)	76台	67台	143台
柱上変圧器	5台		5台
安定器	113台	1台	114台
PCBを含む廃油	2,925,916.25kg	1.24kg	2,925,917.49kg
OFケーブル	2,637kg	1kg	2,638kg
その他の機器	457台	331台	788台
感圧複写紙			
ウエス	695.26kg		695.26kg
汚泥	115,300kg		115,300kg
塗膜	736kg		736kg
その他	34,919.524kg	8,272.5496kg	43,192.0736kg

第 3 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保

1 高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理

国は、PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して、全国 5 箇所に拠点的広域処理施設を整備している。このうち、山口県内の PCB 廃棄物は北九州 PCB 廃棄物処理施設で平成 21 年度から処理されている。

北九州 PCB 廃棄物処理施設の概要は表-3 のとおりである。

表-3 北九州 PCB 廃棄物処理施設の概要

施設名称	中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 PCB 廃棄物処理施設	
所在地	福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24号	
事業対象地域	A 地域 ^{*1}	A 地域、B 地域 ^{*1} 及びC 地域 ^{*1} (大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。)
事業対象地域以外に保管されている処理対象物	C 地域の車載変圧器の一部、D 地域 ^{*1} のコンデンサーの一部	
処理対象	高圧変圧器・コンデンサー等	安定器及び汚染物等
処理施設	処理方法：脱塩素化分解 処理能力：1.5 t / 日 (PCB 分解量)	処理方法：プラズマ熔融分解 処理能力：10.4 t / 日 (PCB 汚染物重量)
計画的処理完了期限 ^{*2}	2019 (平成31) 年3月31日	2022 (令和4) 年3月31日
事業終了準備期間 ^{*3}	2019 (平成31) 年4月 1日から 2022 (令和4) 年3月31日まで	2022 (令和4) 年4月 1日から 2024 (令和6) 年3月31日まで

- ※1 A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
 B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ※2 保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限
- ※3 新たに発生するPCB廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備期間

2 電力会社による処理

中国電力株式会社は、同社が保有するPCB廃棄物及びPCB使用製品を、同社が広島県内に設置する処理施設においても処理することとされている。この処理施設の概要は表-4のとおりである。

表-4 中国電力株式会社の処理施設の概要

施設名称	絶縁油リサイクルセンター	柱上変圧器リサイクルセンター
設置場所	広島市南区宇品東四丁目2-1	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目1-103
処理方法	脱塩素化分解法	真空加熱分離法
処理能力	PCB使用絶縁油：約0.2kℓ/日 PCB微量混入絶縁油：約25.2kℓ/日	柱上変圧器容器：31t/日
運転開始	2006（平成18）年11月	2007（平成19）年5月

3 低濃度PCB廃棄物の処理

廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は各都道府県知事が許可する施設により処理する。

4 PCB廃棄物の収集運搬の体制

(1) 収集運搬の安全性の確保等

PCB廃棄物の収集運搬に当たっては、収集運搬を行う者が廃棄物処理法の規定や国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（2004（平成16）年3月）及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（2019（令和元）年12月）（以下「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等」という。）を遵守し、適正な収集運搬を行うこととされている。

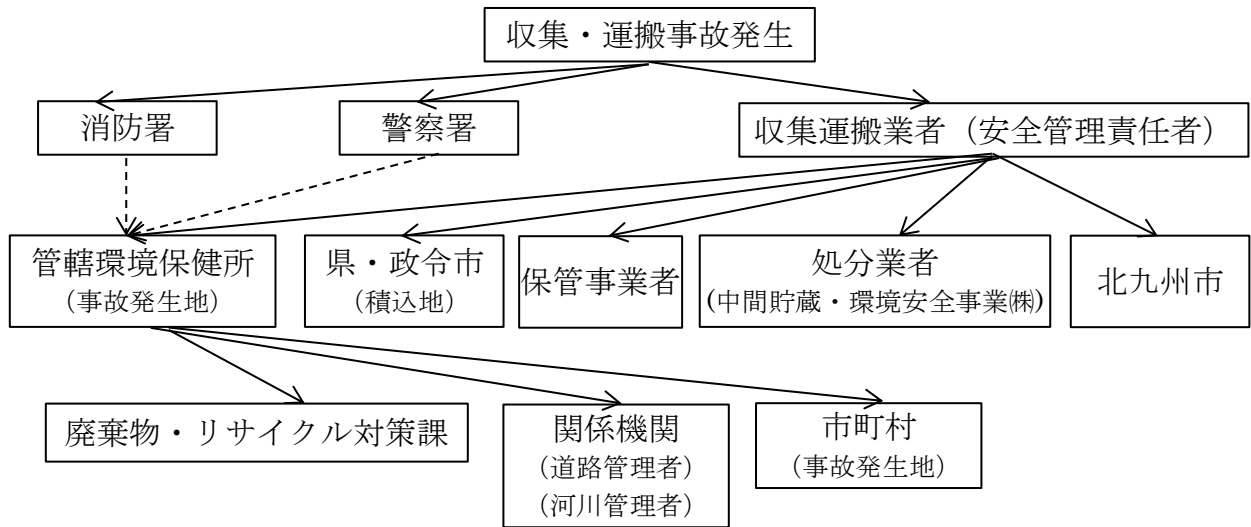
また、PCB廃棄物の収集運搬、北九州PCB廃棄物処理施設等への搬入については、広域調整協議会で決定された事項、各都府県市で定められたPCB廃棄物処理計画に定める事項や中間貯蔵・環境安全事業株式会社の搬入調整に従って行うこととされており、県は広域調整協議会等において必要な調整を図る。

なお、PCB廃棄物の主な運搬手段であるトラックによる運搬に関しては、次の事項を遵守させ、北九州市内の輸送規制遵守も含め、安全性の確保を図るものとする。

- ① 高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とする。
- ② 幹線道路の選択に当たっては、より高規格の道路を優先するものとする。
- ③ 積み込み地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て、速やかに幹線道路に入るものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

収集運搬時の事故等に備え、県、市町村、警察、消防等の関係機関、保管事業者、収集運搬業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社等が連携し、迅速且つ適切な対応が図れるよう緊急連絡体制を整備する。



図－1 緊急時連絡体制

第4 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおりとし、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

1 県の役割

(1) PCB廃棄物の適正処理等の監視、指導（下関市の区域については下関市が実施）

① PCB廃棄物等の網羅的な把握

国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して、新たなPCB廃棄物となるPCB使用製品の使用状況やPCB廃棄物の保管状況を把握するための調査を行い、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認する。

② 保管事業者に対する監視、指導等

PCB廃棄物の適正な保管、管理の確保のため、立入検査により廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物の保管基準等の遵守を指導する。

また、PCB特措法第8条に基づく保管・処分状況の届出を指導するとともに、処分期間内の処理完了の一日も早い達成に向け指導を徹底する。

③ 所有事業者に対する監視、指導等

使用中のPCB使用製品の計画的な使用中止を指導する。

また、使用を中止したPCB使用製品について、PCB特措法第8条に基づく保管・処分状況の届出を指導するとともに、処分期間内の処理完了の一日も早い達成に向け指導を徹底する。

④ 収集運搬業者に対する監視、指導

PCB特措法、廃棄物処理法等の関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等の遵守の徹底を指導するとともに、PCB廃棄物の収集運搬や北九州PCB廃棄物処理施設への搬入等について広域調整協議会で決定された事項、各都府県市で定められたPCB廃棄物処理計画に定める事項及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の搬入調整に従うよう指導する。

(2) 関係機関との連携

① 広域調整協議会の場等を活用して、高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況を確認するとともに、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、その監督にあたる北九州市及び北九州PCB廃棄物処理施設に搬入する各都府県市と密接に連携するものとする。

② 経済産業省中国四国産業保安監督部と連携して、PCB使用製品の把握に努め、これらのPCB使用製品が処分期間内に適正処理されるよう指導を徹底する。

③ 北九州市が講じる処理の安全性の確保・早期処理等を推進するための施策や、地元の理解と協力を促すために必要な取組に対し、積極的な協力を行うものとする。

④ 高濃度PCB廃棄物の処理を進める事業場が所在する北九州市の隣接県として、下関市とも連携し、収集運搬の安全確保についても協力する。

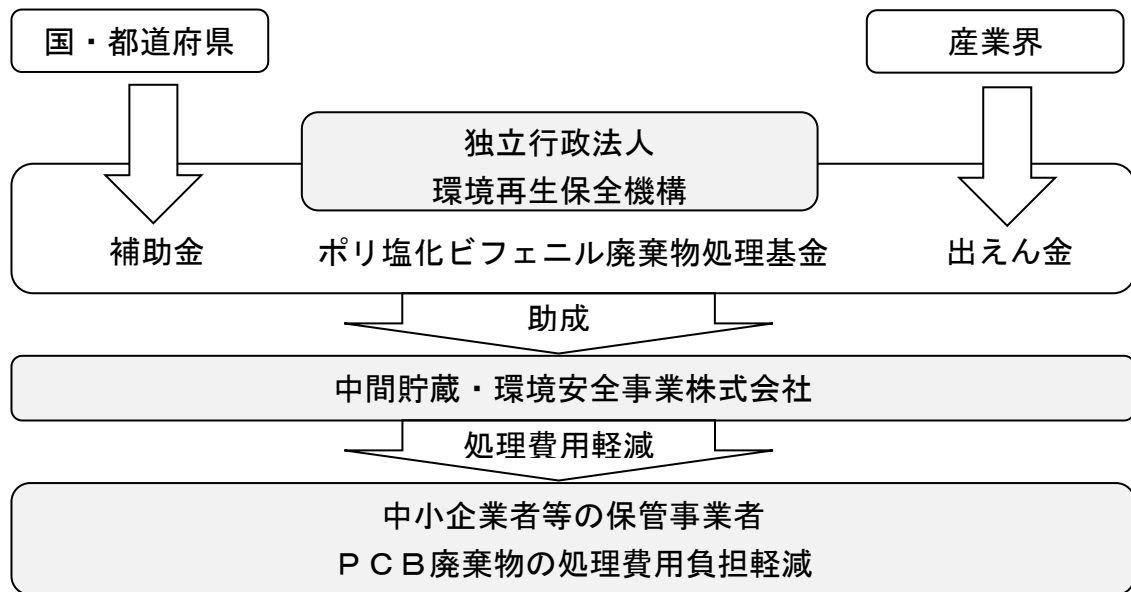
(3) 周知、啓発

PCB廃棄物の円滑な処理を推進するため、本計画及びPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に必要な事項を関係事業者に対し周知する。

(4) PCB廃棄物の処理に対する支援

PCB廃棄物処理費用は高額なことから、PCB廃棄物を保管する中小企業者等にとって大きな負担となる。このため、2001（平成13）年度に環境事業団において（現、独立行政法人環境再生保全機構）中小企業者の処理費の一部を助成するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」が設置された。2001（平成13）年度以降、国及び都道府県は毎年度拠出しており、本県においても、2001（平成13）年度から2018（平成30）年度まで資金を拠出している。

また、基金への拠出のほか、処分期間内の処理完了の一日も早い達成に向け、PCB含有電気機器等の分析費補助等、必要な支援を実施することとする。



図－２ P C B 廃棄物処理基金のしくみ

2 保管事業者の役割

保管事業者は、P C B 特措法に基づき毎年度の P C B 廃棄物の保管・処分状況等を届け出るとともに、処分期間内に確実かつ適正に P C B 廃棄物を処理するものとする。

また、保管中の P C B 廃棄物は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物保管基準に従い適正に保管し、その収集運搬に当たっては特別管理産業廃棄物処理基準に従い適正に運搬するものとし、これらの過程において P C B の漏えい等による人の健康への影響や生活環境の保全上支障が生じないための措置を講じるものとする。

さらに、P C B 廃棄物の安全で効率的かつ計画的な処理を確保するため、国及び山口県、下関市が実施する施策に協力するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の搬入調整等に協力するものとする。

3 所有事業者の役割

所有事業者は、P C B 使用製品からの P C B の漏えい、製品の紛失等が発生しないよう適正に管理するとともに、計画的に製品の使用を中止し、P C B 特措法に基づく届出を行うとともに、P C B 廃棄物を処理期限までに確実かつ適正に処理するものとする。

また、P C B 廃棄物の安全で効率的かつ計画的な処理を確保するため、国及び山口県、下関市が実施する施策に協力するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の搬入調整等に協力するものとする。

4 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、P C B 特措法、廃棄物処理法等の関係法令及び P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン等で定める基準を遵守するとともに、北九州 P C B 廃棄物処理施設への搬入に当たっては、広域調整協議会で決定された事項、各都府県市で定められた P C B 廃棄物処理計画に定める運行条件及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の搬入調整に従い、適正かつ安全に収集運搬を行うものとする。

また、収集運搬課程における事故発生等の緊急時には、速やかに関係機関に通報するとともに、P C B 廃棄物の飛散・流出防止等の応急措置を講じるものとする。

5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割

P C B 特措法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、山口県を含む31都府県のP C B 廃棄物を安全かつ適正に処理するとともに、P C B 廃棄物の処理に関する安全対策、環境保全対策等の情報について積極的な公開に努めるものとする。

また、P C B 廃棄物の円滑かつ適正な処理を推進するため、広域調整会議等において北九州市及び関係都府県と協力・連携するとともに、関係事業者等に対する適切な搬入調整を行い、処理期限までに確実かつ適正に処理するものとする。

6 その他の関係者の役割

中間貯蔵・環境安全事業株式会社以外の処分業者、製造者等の関係者は、P C B 廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため国及び山口県、下関市が実施する施策に協力するものとする。